

原則として医行為ではないと考えられる行為（服薬等介助関係について）

服薬等介助関係に関するこれまでの運営指導での指導事項

- ・介護職員により内服介助を実施していたが、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づいていることが確認できなかった。
- ・介護職員により内服介助を実施していたが、3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認したことが確認できなかった。
- ・介護職員により内服介助を実施していたが、一包化された内用薬ではなかった。

●原則として医行為ではないと考えられる行為（服薬等介助関係）については、以下の3点が満たされるように実施してください。その他の原則として医行為ではないと考えられる行為については下記の参考資料を参照してください。

- 1 患者の状態が3条件（※）を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、事前の本人又は家族の具体的な依頼があったことを、第三者（家族含む）が確認できるようにすること。

（※）①患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること

②副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと

③内用薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

方法としては、事業所の業務手順により個々の対応が考えられるが、各種計画又はサービス提供の記録等に記載することや同意書の整備等も考えられる。記録には、以下の内容を記載すること。

① 日付（時間の有無は、事業所判断で可）

② 誰が3条件の確認を行ったか

③ 誰からの依頼があり、誰に説明を行ったか

- 2 服薬指導、保健指導・助言を尊重した介助を実施していることを、第三者（家族含む）が確認できるようにしておくこと。
- 3 処方薬の変更・状態の変化等があれば、再度上記の内容を確認する等、適切な手続きを行うこと。

【参考】

「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」

(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2895&dataType=1&pageNo=1)

「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）」

(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc7179&dataType=1&pageNo=1)

「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン（2025年3月）」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001489487.pdf>)

「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について

H17. 7. 26 厚生労働省医政局長通知 医政発第 0726005 号（別紙）」

（抜粋）

患者の状態が以下の **3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認**し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、**事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき**、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により、患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を尊重した医薬品の使用を介助すること。具体的には、**皮膚への軟膏の塗布**（褥瘡の処置を除く。）、**皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服**（舌下錠の使用も含む。）、**肛門からの座薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧**を介助すること。※1

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注 4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故がおきた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注 5 上記 5 に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実地されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実地されるべきである。※2

「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（その 2）

R4. 12. 1 厚生労働省医政局長通知 医政発 1201 第 4 号（別紙）」にて追加された項目

（抜粋）

※1 **水虫や爪白癬にり患した爪への軟膏又は外用液の塗布**（褥瘡の処置を除く。）、**吸入薬の吸入及び分包された液剤の内服**を介助すること。

※2 注 3 原則として医行為又は医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、その実施に当たっては、当然ながら患者本人や家族に対して分かりやすく、適切な説明を行うとともに、介護職員等の実施する行為について患者本人や家族が相談を行うことができる環境作りに努めることが望ましい。また、必要に応じて、サービス担当者会議の開催時等に医師、歯科医師又は看護職員に相談する、必要に応じて書面等で指示を受ける、ケアの実施後に医師、歯科医師又は看護職員に報告を行う等して適切に連携することが望ましい。

記録等記載例（参考）

入居者氏名： _____ について、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に、

資格名 _____ ・ 確認者氏名 _____ が、

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく、容態が安定していること
 - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - ③ 内服薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと
- の3条件を満たしていることを確認しており、3条件を満たす場合には、介護職員による医薬品の使用の介助ができることを、施設から説明を受けました。

そこで、氏名 _____ ・ 続柄 _____ は、介護職員が下記の医薬品の使用介助を行うことを依頼し、介護職員によって当該介助が行われることについて同意します。

- 皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く）
- 皮膚への湿布の貼付
- 点眼薬の点眼
- 一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）
- 肛門からの座薬挿入
- 鼻腔粘膜への薬剤噴霧
- 水虫や爪白癬にり患した爪への軟膏又は外用液の塗布（褥瘡の処置を除く）
- 吸引薬の吸引及び分包された液剤の内服介助

年 _____ 月 _____ 日

施設説明者：氏名 _____ ・ 職名 _____

入居者氏名： _____

説明を受けた者：氏名 _____ ・ 続柄 _____